

# 調査の概要

# 調査の概要

## 1 調査の目的

2015年農林業センサスは、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

## 2 調査の沿革

農業センサスは、国際連合食糧農業機関（FAO）が提唱する1950年世界農林業センサス計画に沿って昭和25年から実施し、林業センサスは昭和35年から実施している。その後、「経済統計に関する国際条約（昭和27年条約第19号）」に基づき10年毎に世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年次に我が国独自の立場で実施している。

今回の2015年農林業センサスは、農業が14回目、林業が8回目の調査となる。（別表1参照）

## 3 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）、同法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき実施した。

## 4 調査の体系

「2015年農林業センサス調査体系」のとおり（別表2参照）

## 5 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

## 6 調査の方法

農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員—調査対象の系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施した。

## 7 調査の期日

平成27年2月1日現在で実施した。

## 8 調査事項

### (1) 農林業

ア 経営の形態

イ 家族による経営を行っている場合は世帯員の状態

(2) 農業

- ア 農業経営
- イ 耕地面積
- ウ 農業用機械
- エ 農業労働力
- オ 農産物
- カ その他

(3) 林業

- ア 山林面積
- イ 林業労働力
- ウ 林産物
- エ その他

9 調査項目の廃止

2010年世界農林業センサスまでは、親と子など1つの世帯の中に収支を独立した複数の経営がある場合、それぞれを独立した経営体として別々の調査票により把握していたが、調査客体の記入負担の軽減を図る観点から、1世帯で複数経営を行っている場合であっても、当該世帯で1つの調査票に記入するよう変更するとともに、1世帯複数経営に関する調査項目を廃止した。

(別表1) 調査の沿革

昭和25年2月1日	1950年 世界農業センサス	農業事業体調査 農家調査 農業以外の農業事業体調査	抽出農家調査 (1/20)
昭和30年2月1日	昭和30年 臨時農業基本調査	農家調査 農業集落調査	
昭和35年2月1日	1960年 世界農林業センサス	農業事業体調査 農家調査 農業以外の農業事業体調査	農業調査 農業集落調査 林業事業体調査 林業以外の林業事業体調査 林業地域調査 (8月1日)
昭和40年2月1日	1965年 農業センサス	農家調査 農業的企業経営体調査	農業集落概況調査
昭和45年2月1日	1970年 世界農林業センサス	農業事業体調査 農家調査 農業以外の農業事業体調査	農業調査 農業集落調査 林業事業体調査 林業以外の林業事業体調査 林業地域調査 (8月1日)
昭和50年2月1日	1975年 農業センサス	農家調査 農業以外の農業事業体調査	農村環境総合調査
昭和55年2月1日	1980年 世界農林業センサス	農業事業体調査 農家調査 農業以外の農業事業体調査	農業調査 農業集落調査 林業事業体調査 林業以外の林業事業体調査 林業地域調査 (8月1日)
昭和60年2月1日	1985年 農業センサス	農業事業体調査 農家調査 農業以外の農業事業体調査	地域農業組織化調査
平成2年2月1日	1990年 世界農林業センサス	農業事業体調査 農家調査 農業以外の農業事業体調査	農業調査 農業集落調査 林業事業体調査 林業以外の林業事業体調査 林業地域調査 (8月1日)
平成7年2月1日	1995年 農業センサス	農業事業体調査 農家調査 農業以外の農業事業体調査	農業集落調査 農村環境総合調査
平成12年2月1日	2000年 世界農林業センサス	農業事業体調査 農家調査 農業以外の農業事業体調査	農業調査 農業集落調査 林業事業体調査 林業以外の林業事業体調査 林業集落調査 林業地域調査 (8月1日)
平成17年2月1日	世界農林業センサス 又は 農林業センサス	農業事業体調査 農家調査 農業以外の農業事業体調査	農業調査 農業集落調査 林業事業体調査 林業以外の林業事業体調査 林業地域調査 (8月1日)

(別表2) 2015年農林業センサス調査体系

調査の種類	調査対象	調査の系統	調査方法	調査内容
農林業経営体調査 (都道府県)	農林業経営体	農林水産省   都道府県   市区町村   指導員   調査員   調査対象	農林業経営体による自計調査	経営の様態、世帯の状況、農業労働力、耕地、農業生産の概況、農作業の受委託、農産物の販売、農業経営の特徴、山林・林業作業、林業労働力、素材生産、林産物の販売、林業作業の受委託など
農山村地域調査 (国直轄)	市区町村	農林水産省   取りまとめ地域センター等   地域センター等   調査対象	市区町村に対するオンライン又は往復郵送調査	総土地面積、森林・林野面積など
	農業集落	農林水産省   取りまとめ地域センター等   地域センター等   調査員   調査対象	農業集落精通者に対する自計調査(申出により調査員の面接聞き取りも可能)	立地条件、総戸数、総土地面積、寄り合いの開催状況、地域資源の保全、活性化のための活動状況など